

旭市公開型 GIS 及び職員編集用システム構築業務  
特記仕様書

令和8年4月

旭市 企画政策課

## 1. 業務の概要

### 1-1. 業務名

旭市公開型 GIS 及び職員編集用システム構築業務

### 1-2. 目的及び基本方針

#### (1) 目的

本業務は、市民が感じている「行政情報を十分に収集できていない」という課題に対し、『地域未来交付金』を用いて公開型 GIS を構築し、地図に紐づく行政情報を“いつでも・どこでも・誰でも”収集できる環境を整備するものである。また、公開型 GIS の情報は、即時性を担保するために職員編集用システムと連携し、職員が主体となって行政情報を提供し続ける環境を構築するものである。

#### (2) 基本方針

本業務で構築する公開型 GIS 及び職員編集用システムは、安定的な稼働の実現を図るとともに、庁内外の地図情報を基とした情報連携を図る基盤システムとして、初心者でも扱いやすく、操作性に優れたシステムを構築する。

### 1-3. 業務概要

本業務の概要は以下のとおりとする。

#### (1) 職員編集用システム構築

1 式

※LGWAN-ASP 方式:同時接続 26 ライセンス

※LGWAN:総合行政ネットワーク(Local Government Wide Area Network)であり、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのことである。

#### (2) 公開型 GIS 構築

1 式

※インターネット ASP 方式

#### (3) 操作研修

1 式

#### (4) 運用保守・管理要件

1 式

※ 5 年間の運用保守・管理業務委託料について、方針、参考額を提案すること。

### 1-4. 履行期間及び履行場所

#### (1) 履行期間:契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

本業務は、『地域未来交付金』の採択を受けており、令和 9 年 3 月に公開型 GIS におけるアクセスログの集計を行うため、令和 9 年 2 月 28 日までに公開型 GIS 及び職員編集用システムの稼働を開始していること。

(2) 履行場所:旭市二の2132番地 旭市役所

#### 1-5. 準拠する関係法令等

本業務は、特記仕様書のほか、以下の法令等に準拠して実施することとする。

- (1) 地理空間情報活用推進基本法(平成 19 年法律第 63 号)
- (2) 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)
- (3) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
- (4) 著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)
- (5) 個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
- (6) 国土交通省公共測量作業規程(平成 28 年 3 月 31 日国土地第 190 号)
- (7) 作業規程の準則(国土交通省告示第 461 号 平成 2 年 3 月 31 日一部改正)
- (8) 地理空間情報活用推進基本計画(平成 29 年 3 月国土地理院)
- (9) 地理情報標準プロファイル(JPGIS)2014(平成 26 年 4 月国土地理院)
- (10) 日本版メタデータプロファイル(JMP2.0 仕様書)(国土地理院)
- (11) 品質の要求、評価及び報告のための規則(平成 28 年 4 月国土地理院)
- (12) 旭市財務規則(平成 17 年 7 月 1 日規則第 36 号 令和 7 年 4 月 1 日改正施行)
- (13) 旭市個人情報保護法施行条例(令和 4 年 12 月 19 日条例第 18 号)
- (14) 旭市地理情報システム運用管理規程(平成 24 年 3 月 5 日訓令第 1 号)
- (15) その他関係法令及び諸規則

#### 1-6. 守秘義務及び品質及び情報セキュリティ等の確保

受注者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。なお、本業務は、秘匿性の高い情報を含む貸与資料を取り扱うため、原則、受注者は業務遂行に必要な以下の資格を有するものとし、各基準規程に基づく管理を行うものとし、業務着手前に資格証の写しを発注者に提出しなければならない。

- (1) 情報セキュリティ
  - 1 JIS Q 27001(ISO27001、ISMS:情報セキュリティマネジメントシステム)
  - 2 JIS Q 27017(ISO/IEC27017:ISMS クラウドセキュリティ)
  - 3 JIS Q 15001(プライバシーマーク:個人情報セキュリティ)
  - 4 LGWAN-ASP 登録資格(J-LIS:地方公共団体情報システム機構)
- (2) 品質の確保
  - 1 JIS Q 9001 (ISO9001:品質マネジメントシステム)
  - 2 JIS Q 14001(ISO14001:環境マネジメントシステム)
  - 3 JIS Q 20000-1(ISO/IEC20000-1:IT サービスマネジメントシステム)

#### 1-7. 業務実施体制

システム構築並びに本仕様書 8『運用保守・管理要件』に記載するシステム運用保守において、受託者は以下の要件を満たす業務責任者と主任技術者を配置するものとする。なお、業務責任者と主任技術者の兼任はできないものとし、受託者と6か月以上直接雇用関係にあるものを選任すること。

##### (1) 業務責任者

平成 28 年度以降(過去 10 年)において、同一自治体で職員編集用システム及び公開型 GIS の構築実績を有する空間情報総括監理技術者及び情報処理技術者(独立行政法人情報処理推進機構情報処理技術者試験レベル 4)の資格を有するものとする。

##### (2) 主任技術者

平成 28 年度以降(過去 10 年)において、同一自治体で職員編集用システム及び公開型 GIS の構築実績を有する、測量士及び情報処理技術者(独立行政法人情報処理推進機構情報処理技術者試験レベル 2 以上)の資格を有するもの。

##### (3) 担当技術者

職員編集用システム及び公開型 GIS に関するシステム構築又はシステム運用保守実績を有する経験豊富な技術者を選任すること。

#### 1-8. 著作権

本業務で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、本市に帰属するものとする。ただし、成果物に受注者又は第三者の著作物が含まれる場合、受注者が本業務を行うにあたり、新たに作成した著作物を除き、当該著作物の著作権は従前から著作権者に帰属するものとする。

#### 1-9. 疑義

本特記仕様書に定めなき事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者にて協議の上で、決定することとする。

#### 1-10. 賠償責任

受注者の責に帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、受注者はその損害を賠償することとする。

#### 1-11. 契約不適合責任

発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

#### 1-12. 再委託

受注者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。

#### 1-13. 打合せ協議

打合せ協議は着手時、中間時(2回)、納入時の計4回行い、進捗状況を随時報告することとする。なお、受注者は打合せ協議を綿密に行い、記録簿を随時2部作成し、発注者・受注者が各1部ずつ保管することとする。

## 2. 航空写真撮影

### 2-1. 航空写真撮影概要

本業務の作業概要は以下のとおりとする。

- (1) 空中写真撮影の空間的範囲 市全域 130.47 km<sup>2</sup>
- (2) 空間参照系(準拠する測地系)世界測地系 2024  
(水平位置の座標系)平面直角座標系第 9 系  
(垂直位置の座標系)東京湾平均海面基準の標高
- (3) 地上解像度 12cm 以内
- (4) デジタルオルソ作成 130.47 km<sup>2</sup>(地図情報レベル 1000)

### 2-2. 撮影計画

本作業は、空中写真をより効率的に撮影できる作業工程、実施計画等を具体的に策定するものとする。また、本業務に必要な資料等を、「発注者」及び「発注者」の指示する関係機関において速やかに借用し、必要に応じて複製をするものとする。なお、撮影にあたっては、公共測量作業規程に準拠して行い、国土地理院への届出書類等作成の補助を行うものとする。

また、次の各号の条件を考慮するものとする。

- (1) 同一コース内の隣接空中写真間の重複度は 60%、コース間の重複度は 30%を基本とする。
- (2) 固定局は、撮影区域内との基線距離を原則 50 km以内とし、やむを得ない場合でも 70 kmを超えないものとする。固定局には電子基準点を用いることを原則とする。
- (3) 撮影時期は、令和 9 年 1 月 1 日を基準日として、おおむね前後1週間以内の気象状況が良好かつ、雲、煙霧等の影響がない時に撮影するものとする。
- (4) 航空機及び撮影機材は次の性能を有するものとする。

#### 1 航空機

- ・撮影に必要な装備をし、所定の高度で安定飛行を行えること。
- ・撮影時の飛行姿勢、デジタル航空カメラの水平規正及び編流修正角度のいずれにも妨げられることなく常に写角が完全に確保されていること。
- ・GNSS/IMU 装置の GNSS アンテナが機体頂部に取り付け可能であること。

#### 2 デジタル航空カメラ

- ・撮像素子を装備し取得したデジタル画像を数値写真として出力できること。
- ・フレーム型とし所要の面積と所定の地上画素寸法を確保できること。
- ・撮影に使用するフィルターを組み合わせた画面距離及び歪曲収差の検定値が 0.01 メートル単位まで明瞭なものであること。
- ・カラー数値写真に使用する航空カメラは、色収差が補正されたものであること。
- ・GNSS/IMU 装置を構成する IMU が装備されていること。

- ・ジャイロ架台を装備していること。
- ・破損素子が少ないこと。
- ・ラジオメトリック解像度は、赤、緑、青等の各色 12 ビット以上であること。
- ・ノイズが少ない高画質の画像が出力できること。

(5) GNSS/IMU 装置は、GNSS/IMU 装置のボアサイトキャリブレーションにあわせて複眼の構成を点検するものとし、点検結果は同時調整精度管理表の整理するものとする。また、システム系統や撮影素子等についても異常がないかを確認するものとする。

### 2-3. 撮影飛行

撮影飛行は、水平飛行とし、作成した撮影計画の計画撮影高度及び計画撮影コースを保持するものとする。撮影前後に整数値バイアス決定及び IMU ドリフト初期化のための飛行を行うものとする。

### 2-4. GNSS/IMU データ取得及び解析

GNSS/IMU データの取得は、固定局の GNSS 観測データ、航空機搭載の GNSS 観測データ及び IMU 観測データを同時取得するものとし、固定局の GNSS 観測データ取得間隔は、30 秒以下とし、航空機搭載 GNSS の GNSS 観測データ取得間隔は、1 秒以下とし、航空機搭載の GNSS/IMU は、撮影の前後に連続して 5 分以上の観測を実施するものとする。

2 GNSS/IMU 解析は、撮影が終了した後、速やかに行うものとし、解析計算は、GNSS 基準局及び航空機搭載の GNSS の GNSS 観測データを用いて、キネマティック GNSS 解析を行うものとし、キネマティック GNSS 解析及び IMU 観測データによる最適軌跡解析を行うものとする。最適軌跡解析結果より外部標定要素を算出するものとする。併せて GNSS/IMU 解析結果の点検も行うものとする。

### 2-5. 写真処理等

航空カメラによる撮影が終了した時は、速やかに原数値写真の統合処理を行うものとし、数値写真は、歪曲収差のないものとし、統合処理した数値写真よりサムネイル写真の作成を行うものとする。点検結果により、再撮影の必要がある場合は、速やかに再撮影を行うこと。

### 2-6. 同時調整

同時調整は、解析法によって行い、調整計算の方法は各写真を連結させる形状によりコース又はブロックを単位としてバンドル法により行うものとする。

- (1) 標定点は、撮影コースを考慮し、空中写真上で明瞭な地点を選定するものとし、標定点の点数及び位置は、バンドル法又は GNSS/IMU 装置による外部標定要素を併用する方法に合わせて、作業の精度が確保できるように配置するものとする。
- (2) 写真座標の測定は、数値写真の四隅を指標に代え、標定点、パスポイント及びタイポ

イントを、デジタルステレオ図化機を用いて行うものとする。

- (3) 調整計算は、各写真の外部標定要素の成果値は、コース又はブロックを単位とした調整計算によって決定するものとする。調整計算の点検は、調整計算簿を用いて点検を行い、精度管理表を作成し、成果の可否を判定するものとする。なお、地上座標系と水平位置及び標高の誤差は、水平位置 0.3m 以内、標高 0.3m 以内とする。

#### 2-7. デジタルオルソ作成

写真地図作成は、数値写真を基にデジタルステレオ図化機等を用いて正射変換し、写真地図データファイルを作成するものとする。また、接合部が容易に分かるようシームラインデータの作成を行うものとする。

写真地図データファイルの品質評価は、製品仕様書に基づき行うものとし、評価結果・品質要求を満たしていない項目が発見された場合は、必要な調整等を行うものとする。また、必要に応じて製品仕様書の更新も行うものとする。

### 3. 公開型 GIS 及び職員編集用システム構築

#### 3-1. システム導入環境

本業務において使用するシステム導入環境は以下のとおりである。

##### (1) 職員編集用システム

###### 1 ネットワーク環境

LGWAN回線:主系アクセス回線100Mbps(ギャランティ)、従系アクセス回線100Mbps(ベストエフォート)

※ただし、回線速度を保証するものではない。

###### 2 クライアント環境

クライアント環境は、ファットクライアントを想定し、OSはMicrosoft Windows11/64bit(SAC)搭載パソコンとする。

##### (2) 公開型 GIS

###### 1 ネットワーク環境

(ア)インターネット:市民や職員がインターネットを介してアクセスすることを想定とする。

###### 2 クライアント環境

(ア)PC:Windows 端末(iOS 端末、android 端末にも対応することが望ましい)

(イ)ブラウザ:Microsoft Edge、Google Chrome(他ブラウザにも対応することが望ましい)

#### 3-2. 計画準備・プロジェクト管理

仕様書に基づき、作業の方法、使用する機器、従事する人員及びスケジュール、発注者のインフラ環境、ネットワーク構成、各種システムの要件、搭載する地図データ等の確認を行い、全体業務計画を立案し、業務履行中は進捗状況を管理するものとする。

#### 3-3. システムデータ搭載

システムへのデータ搭載は、システム用にデータ変及びデータ作成を行い、データ更新及びその頻度を確認し、移行計画を立案するものとする。

移行するデータは、以下の搭載データ一覧表に記載されたデータを対象とする。

##### 【搭載データ一覧表】

No	データ名称	担当課	データ形式	公開型 GIS 搭載対象
1	地番図データ	税務課	Shape 形式	
2	大字界データ	税務課	Shape 形式	
3	家屋図データ	税務課	Shape 形式	

4	航空写真	企画政策課	TIFF・TFW形式	○
5	都市計画基本図データ (地図情報レベル 2500)	都市整備課	DM形式	○
6	地形図データ (地図情報レベル 10000)	都市整備課	DM形式	○
7	地形図データ (地図情報レベル 25000)	都市整備課	DM形式	○
8	都市計画情報データ	都市整備課	Shape形式	○
9	認定道路網図	建設課	Shape形式	○
10	ハザードマップデータ (津波/土砂災害/洪水/ため池)	総務課	Shape形式	○
11	避難所・避難場所情報データ	総務課	CSV形式	○
12	その他個別レイヤ			

なお、搭載データ一覧表以外に各部署が保有している地図に関する情報においても、将来的に利用できるように、受注者は本市の現況を分析した上で、職員編集用システムに搭載可能なデータとして整理することとする。また、公開型 GIS に搭載するデータに関しては上記を想定するが、職員編集用システムに搭載したデータの中から協議のうえ決定する。なお、職員編集用システム搭載可能なデータ及び形式は以下を予定する。

- ・地図データ Shape形式
- ・画像データ TIFF・JPG形式
- ・ファイリングデータ TIFF・JPG・PDF等の汎用的な形式

※各レイヤの凡例及びアクセス権等については協議のうえ決定し、システムに設定するものとする。

※移行レイヤ数は計 1,550 程度を想定する。

#### 3-4. レイヤ構成の確認及び設定

各種データはシステム上において、適切な表現ができるようレイヤ構造の設定を行い、業務運用に適したものとするため、発注者の指示により調整を図るものとする。

#### 3-5. データ検証

受注者は、職員編集用システムに移行された各種データが、システム上で正常に稼働しているかの検証を行い、発注者に報告を行うものとする。検証の結果で不備がある場合には、受注者の責任よりシステムで正常に稼働するように調整を行い、その結果を再度報告するものとする。

#### 3-6. システム基本要件

本業務にはシステムを正常に稼働させるために必要な機器調達、搬入、設定、データ変換を

含むものとし、さらに稼働のために必要な使用権の確保、保守についても本業務に含むものとする。なお、システムで実現すべき機能要件については別紙「機能要件一覧」のとおりとする。

(1) 職員編集用システム

- 1 職員編集用システムは、本特記仕様書 2-1(1)で示したクライアント端末を介して総合行政ネットワーク(LGWAN-ASP)へ接続するクラウド方式とする。
- 2 最大利用可能ユーザ数 200 ユーザ以上、同時アクセス数 26 ユーザとする。
- 3 本システムの計画サービス時間は 8 時 30 分から 17 時 15 分を基本とする。ただし、緊急時や災害時はこれに限らない。
- 4 利用者(市職員)が初めて GIS を利用する場合でも、直感的に基本操作(検索・閲覧・印刷等)ができるものとする。
- 5 職員が編集したユーザレイヤは、職員編集用システムから公開型 GIS へのデータ移行の際にデータ変換作業等の費用や負担が別途発生しないこと。

(2) 公開型 GIS

- 1 公開型 GIS はインターネットに接続できるパソコン・スマートフォン・タブレット端末からアクセスができ、利用に際しては画面操作が容易に必要な情報を簡易に表示できる機能を有するものとする。
- 2 専用機能を追及せず可能な限りカスタマイズを排し、地域情報プラットフォームに準拠した Web パッケージシステムを導入するものとする。
- 3 掲載しているデータに変更があった場合は、発注者より更新データが提供され、受注者はそのデータを受領後、概ね 10 営業日以内に公開できるようにシステムに搭載するものとする。ただし、更新時間のかかるデータに関しては、協議のうえ決定するものとする。
- 4 データの更新作業は 1 年に 1 回とし、その他更新がある場合は協議のうえ決定する。
- 5 デジタル庁のデジタル地方創生カタログに掲載されているモデル仕様書のうち、下記を満たすものであること。

分野:住民サービス、農林水産、防災、インフラメンテナンス

サービス分類(大):地理情報システム(GIS)の活用

サービス分類(小):公開型 GIS

### 3-7. システム環境設定

システムの運用に先立ち、発注者と受注者にて十分に協議のうえ、パスワード、IP アドレス及びユーザ／グループ単位での運用データのセキュリティ制御並びにユーザ権限設定等の初期設定を以下のとおり実施するものとする。

(1) 職員編集用システム

- 1 各ユーザ及び各レイヤ(データ)に対して、閲覧や編集等の可否に関する権限や印刷及び編集機能等の利用可否に関する権限などの設定を実施すること。

- 2 システムの構築にあたっては、受注者の情報セキュリティポリシー等に準拠したうえで、必要となるセキュリティ対策を講じること。
  - 3 システム障害が発生した場合に、速やかにデータを復旧できるよう、バックアップ対策を講じること。
  - 4 不正行為・監視、情報漏洩対策として、ログ取得(ユーザ認証と操作ログ)、クライアント端末にデータ保持させない仕組み(暗号化されたキャッシュ等は除く)が可能であること。
- (2) 公開型 GIS
- 1 特定のアプリケーションをダウンロードすることなく、ブラウザのみで動作するものとする。
  - 2 タブレット型の一般的な機種についても、接続された機種を自動判読することで、適切な画面サイズに合わせてレイアウトを調整し地図等を表示することができるものとする。
  - 3 インターネット経由により、一般の利用者がストレス無く利用でき、外部地図との連携が図れること。

### 3-8. ASP サービス要件

職員編集用システムは、総合行政ネットワーク(LGWAN-ASP)へ接続するクラウド方式により構築するものとする。システムの詳細な利用条件、サービスレベルについては SLA (Service level Agreement)として、発注者と受注者にて協議のうえ、締結するものとする。

また、SLA 要件については、毎年度末に協議により、見直しを行うものとする。

### 3-9. ソフトウェア要件

本システムにおけるソフトウェアは以下の要件を満たすものとする。

- (1) セキュリティ、拡張性、経済性等に配慮した機器構成ならびにパッケージ商品を選定すること。
- (2) 国等の地理情報関連における標準化の動向、地理情報システムの最新技術動向等を踏まえて、職員編集用システムを導入すること。
- (3) 一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)の地理情報標準プラットフォーム標準仕様に準拠しているシステムを選定すること。
- (4) ソフトウェアの基本構成は、OS、GIS エンジン、DBMS、アプリケーション等から構成し、汎用性の高いシステムであること

### 3-10. データセンター要件

本業務で利用するデータセンターは以下の要件を満たすものとする。

- (1) データセンター基本要件
  - 1 データセンターは日本国内に立地していること。
  - 2 水防法に基づく浸水想定区域に指定されていないこと。
  - 3 機器設置場所は、有人受付などにより、許可されていない者の立入を排除する等のセキュリティ対策をおこなっていること。
  - 4 24 時間 365 日運用を行っていること。
- (2) 耐震性
  - 1 現行建築基準法で規定されている耐震性能を満足すること、もしくは、Is 値(構造耐震指標)0.60 以上の耐震強度を有すること。
  - 2 建物骨組みに取り付けた制震装置により地震エネルギーを吸収し、建物の揺れを小さくするなどの地震対策をおこなっていること。
  - 3 震度 6 強の地震において倒壊しない制震ラックを採用すること。
- (3) 耐火性
  - 1 現行建築基準法に規定されている耐火建築物または準耐火建築物であること。
  - 2 自動火災報知システムが適切に設置されていること。
  - 3 機器に影響を与えない自動消火設備(窒素ガス消火設備等)を有し、消火活動時にマシンを最大限保護する設計であること。
- (4) 電源性能
  - 1 主電源は電力会社から複数系統で受電されていること。
  - 2 無停電電源装置及び非常用発電設備により、無停電で電源を供給できること。(停電時で 48 時間以上連続運転が可能であること。また、緊急時の非常用発電設備への供給体制が整っていること。)

### 4. 仮稼働及び操作研修

構築した GIS を仮稼働し現行 GIS と並行稼働を行うものとする。一定の仮稼働期間を設けて不具合等がないか検証する。その間に職員に対して操作研修を行うものとする。なお、研修は以下内容を検討しているが、詳細は発注者、受注者協議のうえ決定する。

- (1) 操作研修は、各回 60-90 分/20 人程度を基本とし合計 4 回程度を想定とする。
- (2) 操作研修では、GIS を利用したことがない職員でも操作手順等がわかるように、研修マニュアルを準備し、利用者に配布すること。
- (3) 操作研修では、システムの操作方法だけでなく、本業務の趣旨や運用方法など業務の効果を最大化するための研修となるよう創意工夫すること。
- (4) 会場の手配、職員への通知などは本市担当者が実施するが、必要機材・日時・タイムスケジュール等は事前に発注者へ報告し、協議のうえ、決定すること。

## 5. 運用保守・管理要件

発注者が貸与する機器、GIS データ及びデータセンター内のシステム設備について、以下のとおり適切な運用保守・管理を行うこと。

### (1) 保守体制

- 1 問い合わせ対応及び障害対応について、電話(9:00~17:00)及びメール(随時)による受付を行うこと。
- 2 稼働時間内の安定したシステム提供及び、システム設備監視を行うこと。
- 3 発注者からの連絡受理から状況把握、解決、事後報告を実施可能な体制を構築し、運用保守体制を文書により明確にすること。
- 4 連絡の手段は対面、電話、FAX、電子メールまたは書簡等とし、障害発生時には速やかにその原因を報告し、復旧に努めること。

### (2) 保守内容

- 1 運用保守業務の範囲は、利用するシステムのソフトウェアとし、セキュリティに関する事項も含むこと。
- 2 本市における人事異動時期である 4 月にユーザ情報更新を実施する。
- 3 新卒採用や利用頻度の高い部署の異動職員を対象に年 1 回(20 名程度/60-90 分/2 回)の利活用研修を実施する。研修内容・時期については協議のうえ決定する。
- 4 受注者は本システムのバージョンアップに伴う情報提供を行うこと。
- 5 データや操作に関して発注者から問い合わせがあった場合は迅速かつ親身に対応すること。またシステムを運用していく上で、必要な情報の提供に努め、助言を求められた場合は速やかに対応すること。
- 6 各業務におけるデータ更新業者とは、事前に調整を行い、データ変換作業等の追加費用が発生しないよう、予め共通フォーマットを定める等の対策を講じること。
- 7 修正パッチ、セキュリティホール対策及びウイルス対策の日常管理を行うこととし、不正アクセス対策を講じること。
- 8 障害が発生した際は、迅速な復旧対応を行うとともに、速やかに障害発生状況、原因、対応等を記載した障害報告書を作成・提出することとし、障害対応後には恒久的な再発防止策を計画・実施すること。計画的にシステム停止する場合は発注者に事前通知すること。
- 9 各年度で運用保守業務終了時に業務完了報告書を提出し、発注者の承認を受けること。その際、利用者やアクセス実績に関する統計集計、情報セキュリティ対策における実績及び、システム停止実績等を記載した運用実績報告書を添付すること。

## 6. 成果品

本業務の成果品として、以下のとおり提出するものとする。

(1) 数値写真(TIFF、JPG 形式)	1 式
(2) 撮影標定図	1 式
(3) 撮影記録	1 式
(4) 標定点測量成果	1 式
(5) 同時調整計算結果	1 式
(6) デジタルオルソデータ	1 式
(7) 各種制度管理表	1 式
(8) 公開型 GIS 及び職員編集用システム	1 式
(9) 公開型 GIS 及び職員編集用システム業務担当者向けマニュアル	1 式
(10) 公開型 GIS 及び職員編集用システム運用管理者向けマニュアル	1 式
(11) 公開型 GIS 及び職員編集用システム操作研修マニュアル	1 式
(12) 公開型 GIS 及び職員編集用システム搭載用データ	1 式
(13) 打合せ協議記録簿	1 式
(14) その他必要と認められた資料	1 式

## 7. 納入場所

本業務における成果品の納入場所は、以下のとおりとする。

- (1) 納入場所:旭市役所企画政策課